

Q 子どもと大人の権利の違いは
 为什么呢？

A 子どもが大人と違うのは、大人への成長過程にあるということです。このことから、子どもには、大人と子どもの区別なく認められる権利（基本的人権）のほかに、調和のとれた人格を持つ大人へと「成長・発達する権利」があります。

Q 子どもの権利を認めるならば子どもの義務や責任も必要ではないですか？

A 子どもの権利(基本的人権)は、義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。そして、子どもは権利について学習し、それを行使する中で、他人の権利を尊重することを身に付け、責任を果たす自覚を持つようになるのです。

Q 子どもの権利条約があると聞きましたが、
 条約と条例は何が違うのですか？

A 「子どもの権利条約」は、子どもの権利が子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求める条約で、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。
 一方、条例は、例えば、子どもたちが意見を表明し参加する仕組みや、いじめなどの権利侵害から救済する制度を規定するなど、子どもの権利条約の理念を札幌において具体的に実現するために、制定しようとするものです。

生きる権利	病気やけがの治療などにより、生命を守られる。
育つ権利	教育を受けたり遊んだり、自分らしく自由に育つことができる。
守られる権利	あらゆる虐待や差別から守られる。
参加する権利	自由に意見を言ったり活動をしたりできる。

条 例 制 定 へ の 取 り 組 み

市民フォーラムを 開催します!

(仮称)子どもの権利条例制定に向けた中間答申書の報告と、パネルディスカッションを行います。

日時 2月26日(日)午後1時30分
会場 かでる2・7(中央区北2西7)
定員 520人
申込 2月23日(木)までに市コールセンター(1号)へ電話、FAX、Eメール。**抽選**。
 託児希望者は2月15日(水)までに申し込み(抽選にはずれた方のみ通知)。

9月	7月	6月	2月 18年	12月	4月 17年
条例案を市議会に提出(予定)。	パブリックコメントを実施(予定)。	検討委員会が最終答申書を市長に提出(予定)。	子ども委員会が発足。以降、子どもの視点から条例について話し合う。	検討委員会が中間答申書を市長に提出。	公募の市民、学識経験者、高校生など25人から成る「子どもの権利条例制定検討委員会」が発足。以降、子どもたちの現状などを調査。

この特集のお問い合わせ先

子どもの権利推進課
 〒060-0051中央区南1東1
 大通バスセンタービル1号館3階、
 ☎211-2942、FAX211-2943、
 Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

中間答申に ご意見を

今後、市としてどのような条例をつくっていくべきか、配布中の中間答申書概要版をご覧の上、ご意見をお寄せください。

期 間 2月28日(火)まで
配布場所 子どもの権利推進課、市役所2階市政刊行物コーナー、区役所、まちづくりセンター、児童会館、地下街ふれあい広場など。
 下記ホームページからも投稿できます。